

## 社会福祉法人ベテスタ 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ベテスタ（以下「当法人」という）定款第 9 条および第 23 条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等（＜法人における常勤役員の定義＞の者）については、報酬、賞与及び退職手当を支給することができる。
  - (2) 非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表 4 のとおり、費用を弁償する。ただし、交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。
- 2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

### (常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第 1 に定める額
- (2) 賞与については、別表第 2 に定める額
- (3) 退職手当については、別表第 3 に定める算式により算出される額
- (4) 通勤手当については、職員給与規定第 35 条の規定に準ずる額

### (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第 4 に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

### (当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表第 5 の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月 28 日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与第 7 条に準じた日とする。
- (2) 賞与については、毎年 6 月及び 12 月とする。
- (3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後 1 か月以内に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第 2 項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、2017年4月1日より施行する。

別表1（理事長及び副理事長の報酬）

役職名	専任の報酬額	兼任の報酬額
理事長	月額 320,000円	月額 80,000円
副理事長	月額 240,000円	月額 60,000円

別表2（理事長及び副理事長の賞与）

時期	専任の報酬額	兼任の報酬額
6月の賞与	報酬月額×1.2ヶ月分	—
12月の賞与	報酬月額×1.3ヶ月分	—

別表3（専任の理事長及び副理事長の退職手当算定式）

$\text{最終報酬月額} \times \text{在任年数} \times \text{係数}$

- ※ 上記在任年数は、勤続月数が1ヶ月に満たない場合は1ヶ月に切り上げ、年単位で小数点1位未満を切り捨てたものを在任年数とする。
- ※ 係数は理事長の場合「3」、それ以外を「2」とする。
- ※ 専任の理事長及び副理事長の退職手当の支給は、当法人職員を兼務した期間を除き、在任期間が4年を超える者に対してのみ支給する。

別表4（非常勤役員等の報酬）

区分	報酬の対象業務範囲	報酬の額
評議員	理事長の命による法人及び施設の運営に関する業務	日額5,000円
業務執行理事		日額5,000円
理事		日額5,000円
監事		日額5,000円

別表5（職員給与との併給）

当法人職員を兼務し、常勤職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬等を支給する。

役職名	報酬の額
理事長	月額 80,000円
副理事長	月額 60,000円
業務執行理事	月額 30,000円
理事	10,000円